

平成27年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成27年8月27日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1番	北村五十鈴	2番	稲垣 誠亮
3番	栢木 進	4番	岩井智恵子
5番	中塚 尚憲	6番	山本 剛
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	上杵 種雄
11番	欠 員	12番	市木 一郎
13番	丸山 敬二	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	河野 司	18番	坂口 哲哉
19番	高橋 繁夫	20番	立入三千男

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	遠藤 伊久也	総務部長	川端 弘一
市民部長	上田 裕昌	健康福祉部長	玉田 善一
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	樋口 隆	都市建設部長	和田 勝行
教育部長	澤 嘉彦	環境経済部次長	竹中 宏
政策調整部次長	瀬川 俊英	総務部次長	寺田 実好
会計管理者	奥野 正幸	代表監査委員	山川 晋
監査委員事務局長	西川 登代子	広報秘書課長	服部 道和
総務課長	赤坂 悦男		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	白井 芳治	事務局次長	野玉 義弘
------	-------	-------	-------

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 6 2 号から議第 8 7 号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて (野洲市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例) 他 2 5 件)

提案理由説明

第 4 決算特別委員会の設置及び委員の選任

諸般の報告 (決算特別委員会の正副委員長の互選結果の報告)

第 5 意見書第 8 号

(「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書 (案))

提出者説明、質疑、討論、採決

市長提出議案

議第 6 2 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

議第 6 3 号 平成 2 6 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について

議第 6 4 号 平成 2 6 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 6 5 号 平成 2 6 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 6 6 号 平成 2 6 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 6 7 号 平成 2 6 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 6 8 号 平成 2 6 年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 6 9 号 平成 2 6 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 議第70号 平成26年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第71号 平成26年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第72号 平成26年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第73号 平成26年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第74号 平成27年度野洲市一般会計補正予算（第5号）
- 議第75号 平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第76号 平成27年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第77号 平成27年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第78号 平成27年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第79号 平成27年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 議第80号 野洲市情報公開条例の一部を改正する条例
- 議第81号 野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議第82号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例
- 議第83号 野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 議第84号 野洲市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議第85号 おうみ自治体クラウド協議会の設置に関する協議につき議会の議決を求めることについて
- 議第86号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議第87号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議 午前9時00分

議事の経過

（開会）

○議長（梶山幾世君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第3回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでございます。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、第24期野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表並びに第25期野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が、さらに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の報告が、それぞれ市長から提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

(日程第1)

○議長(梶山幾世君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第9番、東郷正明議員、第10番、上杵種雄議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(梶山幾世君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの23日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梶山幾世君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月18日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりであります。

(日程第3)

○議長(梶山幾世君) 日程第3、議第62号から議第87号まで(専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)他25件)を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

事務局長。

○事務局長(白井芳治君) おはようございます。朗読いたします。

議第62号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）、議第63号平成26年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他決算認定10件、議第74号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第5号）他補正予算5件、議第80号野洲市情報公開条例の一部を改正する条例他条例改正4件、議第85号おうみ自治体クラウド協議会の設置に関する協議につき議会の議決を求めることについて、議第86号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて他人事案件1件。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年第3回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします議案につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会におきましては、議案として、専決処分につき承認を求めることが1件、平成26年度決算の認定11件、平成27年度補正予算6件、条例の改正5件、法定協議会案件1件、人事案件2件の合計26件につきまして、ご審議をお願いするものですので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず、議第62号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成27年第2回野洲市議会定例会において報告し、承認いただいた野洲市税条例等の一部を改正する条例の中で、改正漏れが判明し、必要な改正をしたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、税額の引き上げを1年間先送りするとした原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車等のうち、小型特殊自動車の適用が漏れていたため、これを是正するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行し平成27年4月1日に遡及して適用するものです。

次に、議第63号から議第73号までの平成26年度各会計決算の認定について、ご説

明申し上げます。

まず、議第63号一般会計歳入歳出決算については、歳入決算額は195億6,717万1,383円、歳出決算額は190億2,771万8,762円で、歳入歳出差引額は5億3,945万2,621円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の9,099万1,000円を控除した実質収支額は4億4,846万1,621円となりました。

平成26年度決算の特徴を申し上げますと、歳入につきましては、長らく低迷した経済情勢から、景気はようやく緩やかな回復基調へと移行し、前年度と比較しますと、個人市民税でわずかながら増収となり、法人市民税では、2億6,000万円強の増収となったことから、財政調整基金の取り崩しも最小限にとどめることができました。

一方、歳出では、市民が安心できる「中核的医療」を担う市立病院整備に向けて検討を進めると共に、「市民の安心と安全」の実現に向けまして、クリーンセンター施設の本体工事に着手し、こども園の整備、野洲駅篠原両駅の整備、新たに新消防団北野分団の開設など緊急度・優先度の高い事業を着実に進めながらも、厳しい財政状況にあって後年度の備えとして財政調整基金への積み増しも行ったものです。

次に、議第64号国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は50億7,351万5,516円、歳出決算額は49億9,216万5,694円で、歳入歳出差引額は8,134万9,822円となりました。

黒字となった主な要因は、財政調整交付金等で見込額を上回る決定があったことや、年度末にかけて保険給付費が予測を下回って推移したことなどによるものです。

なお、国庫負担金等については、精算の結果、超過交付となっており、平成27年度で返還する予定です。

次に、議第65号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は4億7,074万7,958円、歳出決算額は4億4,889万3,718円で、歳入歳出差引額は2,185万4,240円となりました。平成26年度末現在の被保険者数は5,323人で、前年度に対して141人の増加となっております。

続きまして、議第66号介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は34億8,278万2,725円、歳出決算額は33億8,048万6,987円で、歳入歳出差引額は1億229万5,738円となりました。保険給付費では、対前年度比で約2億4,000万円、率にしまして8.1%の増となりました。

続きまして、議第67号地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算については、

歳入決算額及び歳出決算額とも5,680万円となっております。

次に、議第68号下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は19億5,823万7,900円、歳出決算額は19億3,114万1,047円となり、歳入歳出差引額は2,709万6,853円となりました。下水道の使用料収入は、対前年度比で約750万円、率にして0.6%の減となりました。

次に、議第69号墓地公園事業特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額は2,853万6,110円、歳出決算額は2,676万3,409円で、歳入歳出差引額は17万2,701円となりました。

続きまして、議第70号基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額は1,343万2,098円、歳出決算額は1,342万7,000円で、歳入歳出差引額は5,098円となりました。

次に、議第71号工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額は17億6,983万5,287円、歳出決算額は17億6,977万3円で、歳入歳出差引額は6万5,284円となりました。

次に、議第72号土地取得特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額及び歳出決算額は、いずれも1,125万円となっております。

議第73号 水道事業会計決算については、別冊の水道事業会計決算書をご覧ください。収益的収入及び支出については、収入決算額が9億473万795円に対し、支出決算額が8億8,425万3,273円で、収支差引額は2,047万7,522円の黒字決算となりました。

26年度におきましても、給水収益が減少しておりますが、経営改善による支出の抑制に努め、また、平成26年度決算処理から適用することとなりました会計基準の改正により、補助金等により取得した資産について、長期前受金に計上し、減価償却見合い分を収益化したことが要因と考えております。

なお、税引き後では、1,786万6,499円の黒字となりました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が3,142万2,403円に対し、支出決算額が2億3,032万3,659円で、資本的収入が資本的支出に不足する額の1億9,890万1,256円は、過年度分損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをしております。

次に、議第74号から議第79号までの平成27年度野洲市一般会計補正予算及び特別

会計補正予算について、その概要をご説明申し上げます。

まず、議第74号平成27年度野洲市一般会計補正予算第5号につきましては、2億6,715万9,000円を追加するものです。債務負担行為の補正では、新クリーンセンター施設につきまして、平成28年10月からの稼働に向けて事業を進めているところであり、安定的な稼働を図るため長期包括運営事業の委託事業者を本年10月ごろから公募により選定することとしており、その委託期間を平成31年度までと設定するため、この期間を見越して予算措置を行うものです。

また、地方債の補正につきましては、クリーンセンター施設建設事業の国からの交付金が減額見込みとなることから、ごみ処理施設整備事業債を追加し、公営住宅建設事業については、当初に見込んでいた合併特例債を起債協議により公営住宅建設事業債に変更しようするものです。

また、当初財源手当として行政改革推進債等を見込んでおりましたが、これを減ずると共に、臨時財政対策債の発行可能額の算定結果に基づき、限度額を追加または変更しようとするものです。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費では、財政管理費で平成26年度一般会計の決算剰余金を地方財政法第7条第1項の規定に基づき、2分の1以上を財政調整基金に積み立てるため、2億2,500万円を追加するものです。

また、戸籍住民基本台帳管理費では、社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度の開始に伴いまして、10月から市民あてに個人番号を通知し、翌年1月からカードを交付することから、事務を円滑に進めるため、交付専用窓口の設置に要する経費などを追加するものです。

民生費では、介護保険施設等整備促進事業費で、「第6期介護保険事業計画」に基づく地域密着型サービスを推進するため、整備を支援する補助金を新たに追加するものです。また、公立こども園施設整備費で、篠原こども園の平成28年度の園児数の見込みにより、保育室の不足が見込まれることから改修費用を追加するものです。

土木費では、道路維持工事費で、幹線的な市道の路面劣化が著しい箇所を適正に維持管理するために、修繕に要する費用を追加し、今後、災害時に緊急輸送路となる市道を、社会資本整備交付金を活用して適正に維持管理を図るため、対象路線の現状診断・調査をする委託料を追加するものです。

教育費の小学校施設整備費では、中主小学校におきまして、今後の児童数の見込みにより、新たに普通教室で1クラス、特別支援教室で2クラスが不足することから、先の定例会で改修設計費用を新たに追加し、今回、引き続き改修工事費用を追加するものです。

また、歳入につきましては、普通交付税の算定結果により、2億1,704万7,000円を増額するものです。

国庫支出金及び県支出金においては、子ども・子育て支援交付金制度の変更に伴い所定の財源更正を行うと共に、繰入金では、過年度分の精算に伴い介護保険事業特別会計などからの繰入金を、諸収入では、学童保育所の過年度分指定管理料の精算金などをそれぞれ追加すると共に、市債では、先ほどの地方債補正の説明のとおり追加・変更または廃止するものです。

次に、議第75号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、9,843万4,000円を追加するものです。

補正の内容としましては、前年度の保険給付費の確定による国庫支出金及び療養給付費交付金の精算や決算剰余金の一部を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てるものです。

次に、議第76号平成27年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、2,160万2,000円を追加するものです。

補正の内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金で、平成26年度出納整理期間中に収入いたしました保険料を、平成27年度納付金として支出するものです。

次に、議第77号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、9,981万2,000円を追加するものです。

補正の内容としましては、前年度の介護給付費や地域支援事業の額の確定に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払基金及び市に対し交付金等を精算し、加えて前年度の人件費及び事務費の精算により一般会計繰出金について所要額を追加するものです。

次に、議第78号平成27年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、177万1,000円を追加するものです。

補正の内容としましては、決算剰余金を墓地公園整備基金へ積み立てるため追加するものです。

次に、議第79号平成27年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般国道8号野洲栗東バイパス事業に伴う用地の先行取得に関する契約の締結に基づき、公有財産購入費を増額し、事務費を減額するものです。また、地方債の補正につき

ましては、契約に基づく公有財産購入費を増額することから、公共用地先行取得等事業債の限度額を変更するものです。

次に、議第 8 0 号野洲市情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、独立行政法人通則法の改正により特定独立行政法人を行政執行法人に名称変更することなど所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、公布の日から施行するものです。

議第 8 1 号野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の関係規定の施行により、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から個人番号の付番が開始されることに伴い、個人番号がひもづけられた特定個人情報の保護・管理について、関係条文の整備を行うものです。

なお、本条例は、一部の規定を除き平成 2 7 年 1 0 月 5 日から施行するものです。

議第 8 2 号野洲市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めると共に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止するため所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、法律の施行日に合わせて平成 2 7 年 1 0 月 5 日及び平成 2 8 年 1 月 1 日から施行するものです。

議第 8 3 号野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、野洲駅南口周辺市有地の適正な管理を目的に分合筆等を行ったことから、野洲幼稚園の位置を「野洲市小篠原 2 1 4 2 番地」から「野洲市小篠原 2 1 4 2 番地 2 5」に改めるものです。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行するものです。

議第 8 4 号野洲市営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、市営住宅井口団地の居住者の移転や譲渡の完了に伴い、井口団地を廃止することから条例の改正を行うものです。

なお、本条例は、公布日から施行するものです。

議第 85 号おうみ自治体クラウド協議会の設置に関する協議につき議会の議決を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、草津市、守山市、栗東市、野洲市及び湖南市が、経費の削減、利便性の確保、効率性の追求及びセキュリティーの確保のため、基幹システムの共同利用を行うこととし、その事務の一部を共同で管理し、執行するため、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により関係地方公共団体の協議により規約を定め、協議会を設置することについて、同条第 3 項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

なお、本規約は平成 27 年 10 月 1 日から施行するものです。

議第 86 号及び議第 87 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明を申し上げます。

これらの議案につきましては、当市の人権擁護委員のうち 2 名が平成 27 年 12 月 31 日で任期満了となることから、人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものです。

まず、川端初美さんは、平成 22 年 1 月 1 日から人権擁護委員として 2 期 6 年間ご活躍いただいております、引き続き推薦するものです。また、上船須磨子さんは、3 期 9 年間にわたり、ご活躍いただいた福谷巖さんの任期が満了することに伴い、後任として推薦するものです。

上船さんは、現在、・王学区人権啓発推進協議会の副会長として、あらゆる人権問題の理解と認識を深める啓発活動等の実践にご活躍いただいております。

お二人とも温厚篤実な人物で、人権擁護委員として適任と考えることから、平成 28 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの人権擁護委員候補者として、推薦するものです。

以上、提案理由とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（梶山幾世君） 次に、議第 63 号から議第 73 号までの決算認定について、代表監査委員の山川晋氏より、審査結果の報告を求めます。

山川代表監査委員。

○代表監査委員（山川 晋君） おはようございます。野洲市の代表監査委員の山川です。

それでは、平成 26 年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算審査の概要につきまして、報告申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定に基づき審査に付されました

平成26年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況につきまして、その内容を詳細に審査いたしましたところ、決算並びに附属書類共に関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、いずれも予算に基づき適正に執行されているものと認めました。

平成26年度一般会計においては、景気の回復を背景として、法人市民税や固定資産税の増収等から、歳入では市税全体で前年度に比べ約3億7,000万円の増収となり、財政調整基金の取り崩しも最小限度にとどめられた財政運営をされると共に、全ての特別会計においても、その実質収支は、黒字決算となりました。

また、事務事業の執行におきましては、財源確保と経常経費の節減に努めながら執行されました。

予算執行については透明、公正、公平と市民参加の仕組みをもとに市民の幸せと安心を確保するまちづくりを実現するために取り組みをされたところです。具体的には、平成28年度の操業開始に向けた新クリーンセンター施設整備事業として、造成工事を進められると共に、(仮称)野洲第1こども園の開園に向けた施設整備事業、市消防団(北野分団)の発足に向けた詰所の整備事業に着手され、野洲駅周辺あるいは篠原駅周辺整備事業、浸水被害の解消に向けた雨水幹線の整備事業も継続して取り組まれました。

また、子育て支援や教育、高齢者の生きがいづくりや障がい者への自立支援に向けたサービスの提供や商工業、農林水産業など市民の安心・安全なまちづくりのための事業をはじめ、さまざまな分野で積極的に取り組みが進められたところであり、関係各位のご尽力に深く敬意を表するものであります。

さて、一般会計の決算状況であります。歳入決算額は、195億6,717万1,383円、歳出決算額は、190億2,771万8,762円で、歳入から歳出を差し引いた額は、5億3,945万2,621円の黒字決算となり、翌年度へ繰り越すべき財源の9,099万1,000円を控除した実質収支額は、4億4,846万1,621円の黒字決算となったところです。

水道事業会計を除く特別会計の決算状況は、歳入決算額は、128億6,513万7,594円、歳出決算額は、126億3,069万7,858円で、歳入から歳出を差し引いた額は、2億3,443万9,736円の黒字決算となり、実質収支額も同額の黒字決算となったところです。

市財政の根幹となります市税や国民健康保険税の徴収率と収入未済額につきましては、

市税の徴収率が97.0%で、昨年度より0.1ポイント上昇しており、収入未済額は2億3,822万4,159円でした。また、国民健康保険税は徴収率が80.5%で、昨年度より徴収率が0.3ポイント減少しており、収入未済額は、2億6,824万1,961円でした。地方税だけではなく、公営住宅の使用料などの税外収入につきましても、財源確保及び負担の公平性のため適切かつ効果的な対策を講じ収納確保に努めていただくようお願いいたします。

経常収支比率は90.6%であり、前年度の88.3%から2.3ポイント悪化しました。主な要因は、平成25年度で実施した職員給与削減が終了したことや電算システム導入に伴う物件費などの増加によるものです。今後も引き続き、財政運営の硬直化や将来の財政負担に留意すべきものと考えられます。

今後も市立病院整備事業等の大型事業や、福祉、教育分野の行政需要が増加する事業が見込まれ、多額の費用が必要と思われれます。行財政運営にあたっては、長期展望のもとに多様化する市民ニーズを的確に捉え、事業の必要性、費用対効果を総合的に判断していただきたい。また、今後も引き続き財源の確保と適切な予算執行により、一層の経費削減に努められ「野洲の元気と安心を伸ばす」住みよいまちづくりの実現に向け努力されることを期待します。

次に、平成26年度野洲市水道事業会計について、ご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました野洲市水道事業会計の決算並びに附属書類につきまして、その内容を審査いたしました結果、共に関係法令に準拠して作成しており、証拠書類及び関係諸帳簿とも計数はいずれも正確であり、当年度の経営成績及び財政状況は適正と認めました。なお、水道事業会計は、平成26年度から地方公営企業会計制度の見直しによりまして新会計基準が適用されました。

当年度の年間総配水量は、751万3,956立方メートルで、有収水量は、611万5,862立方メートルでした。

有収率は81.4%と、前年度に比べ0.7ポイント低下しました。

経営実績では、水道事業収益は税抜き金額で8億5,154万2,088円に対し支出の事業費用は税抜き金額で、8億3,367万5,589円となり、差し引き1,786万6,499円の純利益となりました。前年度に比べ1,553万6,559円の増額となっています。これは新会計基準の移行措置といった要因によるものです。

今後の経営見通しについて見ますと、費用面においては、老朽管の更新整備に係る多額

の支出が見込まれます。また、節水意識の向上や節水機器の普及等により、大幅な水需要の伸びが期待できない状況と考えられ、今後の経営は厳しい状況になるものと予測されます。したがって、事業の運営にあたって、漏水調査などの実施と速やかな漏水対策を講じると共に水道料金の収納率の向上を図られることを望みます。そして、今後とも常に企業としての経済性を認識しながら、さらなる経費の節減と収益の確保に努められ、効率的な事業運営を発揮し、市民に安心・安全・安定した水の供給に努めていただくことを期待します。

次に、財政健全化判断比率の審査においては、平成26年度決算による実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、収支が黒字のため比率としてはあられません。実質公債費比率につきましては12.7%で、早期健全化基準の25%を下回っており、昨年度より1.1ポイント減少して可としたものです。また、将来負担比率は51.4%と、早期健全化基準の350%を下回っており、可としたものでございます。

また、公営企業会計資金不足比率の審査につきましては、水道事業会計、下水道事業特別会計、工業団地等整備事業特別会計は、それぞれ資金不足は発生しておらず、良好な状態にあると認められます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度野洲市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の審査結果と意見を申し述べ、報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、お手元の「平成26年度野洲市一般会計及び各特別会計決算並びに基金運用状況の審査意見書、資金不足比率審査意見書等」に記載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

(日程第4)

○議長(梶山幾世君) 日程第4、決算特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議第63号から議第73号までの議案の審査等を行うため、委員会条例第6条の規定により、17人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梶山幾世君) ご異議なしと認めます。よって、議第63号から議第73号まで

の議案の審査等を行うため、17人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員及び本職を除く17人の議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梶山幾世君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議会選出監査委員及び本職を除く17人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前9時37分 休憩)

(午前9時47分 再開)

○議長(梶山幾世君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に決算特別委員会が開催され、お手元に配付いたしました文書のとおり、正副委員長の互選が行われましたので、報告いたします。

暫時休憩いたします。

(午前 9時48分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○議長(梶山幾世君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第5)

○議長(梶山幾世君) 日程第5、意見書第8号「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書(案)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

第8番、野並享子議員。

○8番(野並享子君) 意見書第8号「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書の提案理由を説明させていただきます。

6月23日に、この野洲市議会において安全保障関連法案を拙速に採決することに反対するという意見書を賛成多数で採決をいたしました。7月15日の衆議院安保特別委員

会において強行採決をされてしまいました。法案の中身は、審議すればするほど本当に危険な内容が明らかになっています。後方支援といっても食料、武器、弾薬を運ぶということは、結局、兵たん活動であって、戦闘行為と一体であります。しかも、答弁の中で核兵器を運ぶことを否定しませんでした。ということは、非核三原則というのが海外ではもう放棄してしまうという、そういう状況になります。

今、審議は参議院に移っていますが、全国各地で高校生、大学生、学者、弁護士、宗教者、文化人、医師会、こういった方々が意見表明をされています。昨日も日弁連の主催で全国の弁護士とか大学教員約300人、村越日弁連会長が、これだけの人が結集するのはかつてないこと、立憲主義の破壊だけは認めることができないということをおっしゃっていますし、元最高裁判事の濱田さんも違憲ということだけでなく、国民の声を無視している部分も問題という発言もされていますし、宮崎元内閣法制局長官も、集団的自衛権が行使できないというのは、歴代政権の一貫した姿勢だったというふうなこともおっしゃっています。

今、ヤングママが国会前とか、各地でベビーカーを押してアピールをされています。世論調査でも5割を超える方が法案に反対されていますし、6割を超える方が今国会で成立するべきでない、8割を超える方が政府の説明は十分とは思わないというような、どの各社が世論調査を行ってもこういうふうな数値となっております。衆議院の憲法審査会でも、参考人の3人の憲法学者がこれは違憲だと言い、地方公聴会においても法案に反対が圧倒的であります。

政府はやっぱり戦力に頼るというのではなくて、憲法9条を前面に粘り強い外交を強化して、世界に向けてのイニシアチブを発揮していくべきだと思います。市民の命と暮らしを守っていくためにも、この安全保障関連法案の廃案を求めるという意見書を提出したいと思いますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（梶山幾世君） これより、ただいま議題となっております意見書第8号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第8号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梶山幾世君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書第8号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第8号について、討論を行います。

討論は、ございませんか。

(「はい」の声あり)

○議長(梶山幾世君) 暫時休憩いたします。

議員の皆さんは自席でお待ち下さい。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○議長(梶山幾世君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、これを許します。

第15番、矢野隆行議員。

○15番(矢野隆行君) 第15番、矢野隆行でございます。

「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

冒頭に、今、参議院で行われていますけども、国会中に十分時間をかけて慎重に審議され、また、国民の皆様が理解できることを望んでおります。また、安全保障関連法案にただ反対するのではなく、世界の平和をどのようにしていくのか、さらにはこの日本の国民をどのように守っていくかが今問われておるところでございまして、これに対する対案を出すべきだと指摘しておきます。

今、国会で審議されています平和安全法制が今なぜ必要かを私自身が理解している範囲内で説明させていただきます。

核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の驚異があり、しかもそれが各地に拡散しているのが現状でございます。また、軍事技術も著しく高度化しているのも現状でございます。日本の近隣においても北朝鮮が日本の大半を射程に入れる弾道ミサイルを配置し、核兵器まで今開発しているのも、これも現状でございます。日本人も犠牲となっている国際テロ、そしてサイバーテロの驚異もこれも深刻でございます。今や驚異は容易に国境を越えてやってくる、これも現状でございます。

こうした中で、国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況で

あっても対応できるすき間のない安全保障体制を構築する必要があるのではないかと思うわけでございます。

今回の法整備の大きな目的の一つは、日本防衛のための日米防衛協力体制の信頼性、実効性を高め強化することにあるのではないかと思います。いわゆる平時から有事に至るまですき間のない法制を整備することによって、日ごろから日米間の連携や協力が結果としては抑止力を高め、紛争を未然に防ぐことができるのではないかと思うわけでございます。

一方では、国際社会の平和と安全に対する貢献も重要でございます。なぜなら、国際社会の平和と安全があつてこそこの日本の平和と繁栄が今できているのではないかと思うわけでございます。

これまで日本が国際平和協力の場面では、今から20年あまり前からわたって自衛隊がその役割を担っている、これは事実でございます。その経験と実績を踏まえまして、国際協力のための法制を改めて整備するねらいが今回あるのではないかと思うわけでございます。

ただ、この日本の平和と安全を守るといっても、大切なことは紛争を未然に防ぐための平和外交努力ではないかと思うわけございまして、この努力を尽くす中で安全保障整備による抑止力の強化も紛争の未然防止につながると考えられるのでございます。

以上のことから安全保障関連法案の廃止を求める意見書（案）に対して、反対討論いたします。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 次に、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

それでは、意見書第8号「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書（案）について、賛成の立場から討論を行います。

安全保障関連法案は、去る7月15日の衆議院特別委員会において、自民、公明両党の賛成多数により強行採決をされました。各種世論調査では、戦争法制としての本質を持つ安全保障関連法案には反対が多数となり、8割を超える大多数の国民が今国会での成立は不必要としていた状況の中での強行採決は、主権者である国民の意思を踏みにじる行為であり、立憲主義と民主主義を破壊するものであります。衆議院憲法調査会では、3人の憲法学者全員が安全保障関連法案は憲法違反であるとし、さらに全国のほとんどの憲法学者も同様の見解を表明しております。さらに、政府の法の番人であった歴代内閣法制局長官

経験者も口をそろえて違憲を唱えております。その意義は大変大きいものであります。

審議が進めば進むほど、この法案が戦争法案そのものだということが見え隠れしております。今年には戦後70年を迎え、特に戦争の悲惨さを訴える報道特集などが多く目につきました。このことは、もう二度と戦争はやってはいけないことであり、太平洋戦争で経験したことから生まれた憲法第9条を、時の内閣の憲法解釈で変えてはならないのです。

連立与党である平和の党、公明党の支持母体である創価学会でも学会関連の大学関係者や学会員が公然と反対を表明したり、反対署名運動をしております。こういった中での先ほどの反対討論は理解に苦しむところであります。また、自民党支援団体でもある県遺族会の会長が昨日、26日の県戦没者追悼式で表現では懸念を示しておりますが、実質的には反対を表明しているのであります。安倍政権の同盟国に対していい顔をするための法案には断固反対するもので、強く、強く廃案を求めるものです。

地方議会議員は、所属政党や自分の考えだけではなく、支持者の気持ちもしっかりと受けとめ正しい判断をしなくてはなりません。議員の皆さん、ここは全会一致で市民の安全を脅かす安全保障関連法案の廃案を求めようではありませんか。

以上、安全保障関連法案の廃案を求める意見書案に対する賛成討論とします。

○議長（梶山幾世君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

意見書第8号「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書に対して、賛成討論を行います。

日本は戦後70年を迎え、平和国家の歩みを180度転換して、戦争か平和かの歴史的な岐路に差しかかっています。そんな中で、安全保障関連法案は7月15日、衆議院安全法制特別委員会で強行採決され、審議は参議院に移っていますが、しかし幾ら議論を重ねても、すればするほどこの法案が憲法9条に違反するものであることがより一層鮮明になってきています。多くの憲法学者や歴代の法制局長官も憲法違反だとし、世論調査でも6割の方が反対、圧倒的な国民が説明不十分でこの法案を成立すべきでないと答えています。

安倍首相は、安全保障環境の激変に対応するために必要だとしていますが、これだけ国民の反対の声が上がる中でまかり間違っても与党は数の力でこれを押し通すことは絶対あってはなりません。この法案の対案は日本国憲法9条に基づいた平和外交を進めることであります。また、抑止力につながるといいますが、お隣の韓国、北朝鮮を見ましても、米国と韓国の合同訓練が行われ、一層緊張感が高まっています。

与党は武力行使において、新3要件が歯どめになるといいますが、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が覆される明白な危険、こうしたあいまいな要件を満たすかどうかは全て時の政権の裁量に任されており、無制限に広がる危険があります。

この法案には、創価大学の教授や、また学会員、そして公明党の支持者の94%が政府の説明は不十分だという調査結果が出ています。これまで米国の戦争にノーと言えなかった政府がどうしてノーと言えるのか、誰が信じるのでしょうか。反対の輪は広がり、全国各地、国会周辺でも殺し、殺される国にさせないと多くの人がデモや集会に参加されています。

先日、滋賀選出の武藤議員が若者が戦争に行くのが嫌だというのは極端な利己的な考えに基づいたものとツイッターで書き、多くの批判を集めました。この法案を国がやるべきことだから声を上げないというのは恥じるべきで、地方議会として市民の命と暮らしを守る立場から安全保障関連法案の廃案を求める意見書に対して賛成討論とします。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 以上で、通告による討論は、終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第8号「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第8号は、否決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明8月28日から9月2日までの6日間は、議案調査のため、休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。明8月28日から9月2日までの6日間は休会にすることに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る 9 月 3 日は午前 9 時から本会議を再開し、議案質疑、一部採決、一般質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでございました。(午前 10 時 45 分散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成27年8月27日

野洲市議会議長                      梶山 幾世

署名議員                              東郷 正明

署名議員                              上 杵 種 雄